

にも存在する可能性のあることを指摘しており（大泰司2007）、類例は今後も増加すると推定される。

しかし、覆土から出土した炭化物の放射性炭素年代は顕著に異なっている。本遺跡P-4坑底直上から出土した炭化物の年代は $5,640 \pm 30 \text{yrBP}$ であり、亀田中野2遺跡例の覆土中炭化物の年代は $3,967 \pm 24 \sim 5,154 \pm 27 \text{yrBP}$ となっている。ともに誤差を最大限に換算しても数千年も埋まらなかったことになる。やや無理があるうえ、混入としてしまうとしても確認例が多い。この点については引き続き検証が必要である。

2 遺物について

（1）I群a類土器について

本遺跡から出土したI群a類土器は、貝殻条痕文、腹縁文、爪形の刺突文を持ち、尖底の器形を呈するものがあることから道内ではノダップI式、国療（国立療養所）裏I群に相当するものとみられる。出土総点数は約1,800点とわずかであるうえ器形全体がわかる復元個体はないが、道内ではいまだ出土資料が少ないものであるため、本遺跡出土資料からわかることについて示しておく。

東北北部においては、これらの土器は白浜式もしくは寺の沢式を中心とし、吹切沢式、蛭沢AⅡ式、鳥木沢式に相当する可能性のあるものを若干混じるものである。中心となる白浜、寺の沢式の編年関係は、後続する物見台式～吹切沢式の位置づけを巡るいわゆる「同系・異系統論」、また先行する日計～蛇王洞式にかけての文様系統がどのように変遷するかに関して、また白浜式と寺の沢式についても文様系統の変遷に関し見解が分かれ、研究者間で意見の一致がない状態となっている（研究史については、領塚2008が詳しい）。

本遺跡の出土例は、ノダップI式にみられた粘土のまくれを伴う多段の爪形刺突文が少なく、さらに爪形文が縄文とともに施文させる例がないことから、ノダップI式でも新しい段階としたい。また横位の貝殻腹縁圧痕文で口縁部が装飾されるもの（図VI-11-16a、b）や、厚手で角張る口縁（図VI-11-12）は同一視することは難しいけれども、道内では区分できる資料が見当たらないため、これらを含めた本遺跡での型式名に関する検討は保留しておきたい。ここでは、出土例中に認められる貝殻腹縁文について確認し、見通しを述べる。

a) 寺の沢式の貝殻腹縁文

本遺跡の中心である寺の沢式と後の型式である吹切沢式は、いずれも貝殻腹縁文が盛行する時期にあたる。名久井文明は寺の沢相当の土器について、同型式には体部にはほとんどの場合貝殻腹縁文のみが施文されたとしている。それには「少なからぬ種類がある」と述べ、次のように説明している。貝殻を器表面にほとんど直立させるものからかなり倒して押圧するものまでいろいろな変化がある。一度の圧痕の際に角度を変えている例があり、長く連続しているように見せるものや、押圧時に振りながら引き上げるものがある。この中で、規則性があるものとして、口縁に平行する貝殻腹縁文の場合、縁辺の貝表面側を用い、必ず貝頂を下にして押圧している。縦方向ないしそれに近い貝殻腹縁の場合、縁辺の貝表面側を用い、必ず殻頂を右にしているとされている。さらに、吹切沢式と同様な手法を用いているとみられるものが1片あり、「偶然に生まれ、その後一つの手法として確立されることとなった」と想定している。寺の沢から吹切沢にいたる文様の流れを想定した。

三宅徹也はこの点を引き継ぎ、寺の沢例における胴部施文は、主に斜方向の貝殻腹縁文を全面に施文するものが多く、これに極少数の貝殻腹縁連続波状文が存在する。吹切沢式では貝殻腹縁連続波状文を全面に施文するものが多く、少数の押引文が存在する。これに後続して胴部が無文化する蛭沢ⅡAが位置することを想定し、寺の沢式における貝殻腹縁文から、その施文操作を簡略化した貝殻腹縁

連続波状文が生じ、さらにこの手法の中から押引文が生じたと解釈した（三宅1979）。

これに反論して西川博孝は名久井の指摘を、「吹切沢式のそれは実測図のそれとは程遠く、相当に雑に施されたものである」（西川1989）。とし、直接的な関係ではなくへだたりがあるものと解釈している。見解の不整合の一つは、貝殻腹縁文の種類とその系統の解釈にある。

b) 貝殻腹縁文研究史

貝殻腹縁文とは、サルボウ・アカガイなどの放射肋のある二枚貝を利用して文様がつけられたとされているものである。貝殻文の文様がアカガイの可能性のあることは、大正13（1924）年に八幡一郎が茨城県から出土した土器の拓本を示して既に明らかにしている（八幡1924）。山内清男は北海道に旅行した伊東信雄から、函館の住吉町遺跡から出土した貝殻文土器を見せられて興味を持ち、伊東とともに調査をしたが（山内1929）、成果は公表されることはなかった。函館大火の影響で削平されたと思われていた同遺跡が残存していることに気づいた函館市立博物館は、昭和25（1950）年に調査を行い、さらに同年同じく早期の遺跡である梁川町遺跡の調査を行い、両遺跡の報告を行っている（児玉・大場1954）、（市立函館博物館1955）。両遺跡とも施文具に関する言及を行っているが、住吉町では「サルボウ」貝を多く用いたのではないかとしたのに対し、梁川町遺跡ではこれに加えて「アカガイ」をあげている。腹縁を用いた施文法にも触れ、貝の破片もしくは加工したものを軽く押し当てることにより、櫛歯状の文様となると推測している。

竹田輝雄はこれらの報告を踏まえ、サルボウを用いて条痕文、背圧痕文、腹縁圧痕文の三種にわけ、腹縁圧痕文については貝殻と器面の角度を設定して文様要素の抽出を行った（竹田1959）。

小笠原忠久は、函館市石崎町から出土した寺の沢式に相当する土器について、口唇端部に施文された従来「絡条体圧痕文」とされていたものが、アカガイの鋏面の歯列を利用して刻まれたものと推測している（小笠原1974）。その後貝殻文は庄内昭男により、日本国内の貝殻文の様相と貝塚出土遺物を踏まえた検討を行っている（庄内1983）。最近では松田光太郎が集成を行っている（松田2004）。

c) 本遺跡の例

本遺跡で確認できる文様は、貝殻腹縁文の中でも、刺突文、圧痕文、押し引き文、条痕文の4種である。これらの貝殻腹縁文を再現するため、アカガイ（注1）を用意し、彫刻用粘土を円筒形の発泡スチロールに貼り付けたものを使用して実験を行った。結果は写真Ⅷ-1である。写真左が本遺跡出土例の文様、中央が粘土表面、左が施文時の土器、貝殻、持ち手の関係である。

1-1～3は、斜位の貝殻腹縁圧痕文である。完形の貝殻を用い、縁辺の角度を維持しながら回転させることにより器体に対し斜行するようつけられている。

2-1～3は、横位の貝殻腹縁刺突文である。完形の貝殻を用い、伏せた状態で上から下に移動させて施文している。

3-1～3は、貝殻腹縁押し引き文である。完形の貝殻を用い、殻内面を持ち縁辺部を器面に押し付けて移動させることにより施文される。

4-1～3は、貝殻条痕文である。貝殻の用い方は3に同じであり、3が縁辺を押付けるのに対し、4は背面となっている。押付ける際に少し回転させることにより、器面調整の役割をしているとみられる。

施文法と施文効果からみると、1は文様であろうが、3以降はほぼ調整、2はその中間に位置するとするべきものである。特に3、4は押付けることにより器面を整える効果が著しい。これらは器面調整であることを重視し、本遺跡において3＝腹縁押し調整痕、4＝背押し調整痕と仮称した。

本遺跡出土例は、貝殻腹縁文が文様から調整痕へと変化する過程を示しているとみられ、背面を引

写真Ⅷ-1 貝殻腹縁文の再現



1-1 図Ⅳ-36-20



1-2



1-3



2-1 図Ⅴ-1-23



2-2



2-3



3-1 図Ⅴ-1-22



3-2 腹縁押圧調整痕



3-3



4-1 図Ⅳ-35-11



4-2 背押圧調整痕



4-3

きずる擦痕である、典型的ないわゆる「条痕文」（北海道開拓記念館1989、中川1999）は、器表面に施文するものは存在していない。これまでの条痕文の呼称はこの押圧調整と区別する視点を欠いており、今後の編年に当たっては注視すべき要素であろうと想定される。

注1）アカガイ、エゾイシカゲガイ、サルボウ、リュウキュウザルガイを用意したが、アカガイが最も近い。アカガイは江別市内のスーパーでロシア産とされていたものである。なおアカガイの同定は、第1調査部第3調査課課長土肥研晶による。

（2）「トランシェ様石器」について

a）トランシェ様石器について

出土したトランシェ様石器は、破片も含め230点で、一遺跡の出土点数としては多い。この石器は芹沢長介の指摘を引き継いだ富樫泰時により1976年に命名されたものである（富樫1976）。以来四半世紀以上経つが、その後この石器を題材とした論文はなく、遺跡報告書での検討が行われるのみである。その後どのような視点が提供され、どのような点が課題とされているのか振り返る。

富樫の定義は、機能と本家トランシェとの類似点に加え、石器の刃部が最も古い面であることと、石器の形態が台形か二等辺三角形であること。また、縄文時代早期の貝殻文土器に伴うこと、分布地域は東北北部から北海道南部までの地域。という内容である。富樫の定義以降に出土例から考察を行った遺跡を調査年順に記す。

岩手県桜松遺跡では、トランシェ様石器を製作したとみられる接合資料が得られた。長軸径が72cm、深さ15cmの土坑に、フレイク887点が出土し、剥片石器10点が図示されている。土坑中からはトランシェ様石器らしきものは出土していないが、接合した29件の資料の中に、最終的には失敗しているが、トランシェの姿となっているものが含まれているとしている（岩手県埋文センター1982）。

青森県売場遺跡では、トランシェ様石器を含むへら状石器を「直刃斧」として分類している。第1、2次調査では、剥片を除いた石器1,871点のうちの50点がこの直刃斧となっている。直刃斧は1類～3類に分類され、使用痕観察を含めた分析を行っている。1類がトランシェ様石器に相当するもので、2類はその刃部を再生したもの。3類は背面全面が加工され、腹面は両側縁に浅い調整が施されるものである。高坂一夫は1類の使用痕を観察し、「刃部側を前面にし、主要剥離面を下に向けて持ち、前に強く押し出すようにして使われた」と想像している。さらに2から3類にいたると刃部に平行に近い使用痕が増えるという変遷を確認した。これを出土した土器と結び付け、1類は縄文時代早期貝殻腹縁文系土器に伴い、3類は前期初頭から出現し始める。型式名でいうと物見台、ムシリⅠ、早稲田5類、赤御堂式、長七谷地Ⅲ群の間で形態を変えながら断続的に使用されたものであるとしている（青森県教育委員会1985）。

秋田県寒川Ⅰ遺跡では、早期末様から前期初頭にかけての表裏縄文土器に伴うものが39点出土している。報告者は、トランシェ様石器が前期初頭にも継続して残ること、また富樫が指摘している横置き剥片が多く、これが刃部の製作法であったこと。遺跡の特徴として7.5cm以下の比較的小さなものが出土することを挙げている。さらに、神奈川県尾崎遺跡の中期の出土例から、この石器が「一時期に限定されず、その分布域も一地域に限定されないことを物語る」としている（秋田県教委1988）。

青森県櫛引遺跡では、トランシェ様石器を含むとみられる「石筥及び打製石斧」について使用痕観察を行い、土掘り具としての可能性を指摘している（小山1999）。

富樫の命名以来、使用されていた期間が縄文時代早期中葉から縄文時代前期初頭までとやや広がりを見せ、接合資料や使用痕分析などから、へら状石器の変遷や使用法についての考察が進展といえるが、出土例は増えているものの、それほど作りこまれた石器ではないこともあってか分類の基準はいまいとなり積極的にトランシェ様石器の名称を与えることも少なくなっているようである。